公告　第 13 号

令和 5 年 3 月 1 日
住友商事健康保険組合
理事長　林 智也

当組合規約一部変更の件

今般、令和 5 年 2 月開催の第 160 回組合会において、組合規約の以下の条項の変更について承認され、近畿厚生局の認可を得たことにより、公告する。
変更内容は、以下の通り。

規約　令和5年3月 改正 新旧条文対照表

新	旧
第45条（一般保険料及び調整保険料の負担割合）	
一般保険料額及び調整保険料額の６９分の４６は事業主、６９分の２３は被保険者において負担する。 （小数点第３位を四捨五入する。）	一般保険料額及び調整保険料額の７２分の４７．７は事業主、７２分の２４．３は被保険者において負担する。 （小数点第３位を四捨五入する。）

附　則
この規約は、令和５年３月１日から施行する。

以　上